

「規制改革実施計画」

(平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定) (抄)

2 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

個人のライフスタイルや価値観に応じた多様で柔軟な働き方の選択肢の拡大や、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備、雇用形態にかかわらず働く価値を高め処遇の改善を図る観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②労働者派遣制度の見直し、③有料職業紹介事業等の規制の見直し、④労使双方が納得する雇用終了の在り方それぞれに係る事項について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
4	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。	平成26年度 開始	厚生労働省
5	有料職業紹介事業等の規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方 ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度 検討開始	厚生労働省